

令和２年度 第１回坂井市総合教育会議

日時：令和２年７月２８日(火)午前９時３０分～

場所：坂井市役所 第二別館 大会議室

会 議 次 第

１ 開 会

２ 協 議

(１) 第二次坂井市教育振興基本計画について

(２) その他

３ 閉 会

本市における「教育大綱」と「教育振興基本計画」の取り扱い

1 教育大綱と教育振興基本計画の法的位置づけ

区分	大綱	教育振興基本計画
根拠 法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定 主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定 方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じて策定	
策定の 範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必ず策定	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

2 大綱と教育振興基本計画の文部科学省の考え方（H26.7.17局長通知）

- ① 大綱は、地方公共団体の長が、地域の実情に応じて策定する。
- ② 大綱の対象期間は、4～5年程度。
- ③ 地方公共団体の長は、教育総合会議において協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることができる。

3 坂井市における大綱と教育振興基本計画の取り扱い方針

- ① 1及び2のことから、今回の**第2次教育振興基本計画に大綱を包括**した計画としたい。
- ② 大綱の対象期間が4～5年程度とされていることから、**計画期間は5年**としたい。
- ③ 大綱を含む計画であるため、**総合教育会議における協議・調整を行い計画策定**を行う。
- ④ 計画策定にあたっては、上位計画である**国・県の教育振興計画を参酌して策定**を進める。
あわせて、第2次坂井市総合計画や総合戦略との整合も図る。

本計画と関連する計画の期間

計画の期間		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
①	坂井市総合計画																							
②	第2次坂井市総合計画																							
③	文科省教育振興基本計画																							
④	福井県教育振興計画																							
⑤	坂井市教育振興基本計画	基本構想																						
⑥		基本計画																						
⑦	第2次坂井市教育振興基本計画	基本構想																						
⑧		基本計画																						

県の新計画と市の現計画との比較

福井県教育振興基本計画	
第1章 計画の策定にあたって	1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間
第2章 教育を取り巻く社会の 動向	1 少子高齢化の進行、県外へ人口流出 2 急速な技術革新 3 グローバル化の進展と在留外国人増加 4 家庭環境や地域社会の変化 5 福井県の実状
第3章 福井県が 目指す 教育の姿	1 基本理念 2 目指す人間像 3 基本的な方針
第4章 今後5年間に取り組む施策	1 総合的・計画的施策の推進 2 重点的に推進する施策 (方針1) 学ぶ喜びを知り、自ら進んで意欲と力の育成 1. 確かな学力の育成 (1) 基礎・本の定着 (2) 活用する力の育成 (3) 学習意欲の向上 2. 魅力ある県立学校づくりの推進 3. 幼児教育の推進 4. 私学教育の振興 (方針2) 適性や興味関心に応じた文化芸術、スポーツ活動の促進 1. 文化芸術活動の充実 2. トップアスリーの養成 (1) 選手を育成・強化する体制づくり (2) 指導者の育成と確保 (方針3) 豊かな心、健やかな体の育成 1. お互いを尊重し 豊かな心 を育む教育の推進 (1) 道徳教育の推進 (2) 人権教育の推進 (3) 読書活動の充実 2. たく まし健やかな体 を育む教育の推進 (1) 学校体育の充実 (2) 地域の協力を得た 運動部活の推進 (3) 健康教育・食の推進 (方針4) 国際的な視野に立ち、自らの考えを発信する力育成 1. グローバル化に対応した教育の推進 (方針5) 特性や心情に配慮し、誰もが安心して学べる教育環境の整備 1. 特別支援教育の推進 2. いじめ・不登校対策の充実 (1) いじめ 対策の充実 (2) 不登校・高中途退学の防止 (3) 教育相談体制の充実 3. 外国人児童生徒等に対する教育環境の整備 4. 家庭環境や地域に左右されない教育の確保 (方針6) ふるさとを愛する心社会に貢献志の育成 1. ふるさと教育の推進 2. 社会 や地域 を担う人材の育成 (1) キャリア教育の推進 (2) 産業教育の推進 (3) 主権者教育等の推進 3. 文化財の保存・継承 (方針7) 生涯にわたる学びの支援 1. 生涯学習の 推進 2. 社会教育の振興 3. 県立図書館等の機能充実 (方針8) 新たな時代を見据え教育環境の整備 1. 学校における働き方改革の推進 2. 教職員の資質・能力向上 (1) 優れた教職員の確保 (2) 教員研修等の充実 3. 地域 との連携・協働推進 4. 家庭教育支援の充実 5. 安全・心な学校づくり (1) 学校施設の整備・充実 (2) 学校安全の推進 3 5年後の達成目標
第5章 計画の推進と 進捗 管理	1 県民や市町、関係機等との連携 2 計画の進捗管理
参考資料	1 ふくいの教育振興推進会議委員名簿 2 計画策定の経過

坂井市教育振興基本計画	
<第１章> 計画の基本的事項	1 計画策定の背景と趣旨 2 計画の性格 3 計画の期間 4 計画の構成
<第２章> 基本構想	1 教育を取り巻く現状 (1) 少子高齢社会の進展 (2) 国際化の進展 (3) 高度情報化の進展 (4) 環境問題への取組 (5) 家庭・地域社会の変化 2 教育の基本目標 3 目指すべき人間像
<第３章> 基本計画	1 就学前教育の充実 (1) 幼児教育の推進 2 義務教育の充実 (1) 確かな学力を育む教育の推進 (2) 豊かな心を育む教育の推進 (3) 健やかな体を育む教育の推進 (4) 社会の変化に対応した教育の推進 (5) 地域の特性を生かした魅力ある学校づくりの推進 (6) 特別支援教育の推進 (7) 教職員の資質向上 (8) 社会の変化等に対応した学校施設等の整備 3 青少年の健全育成 (1) 次代を担う青少年の健全育成 (2) 子どものための家庭及び地域における教育力の向上 4 生涯学習の充実と環境整備 (1) 社会情勢に対応した生涯学習の推進と学習環境の整備 (2) 活力ある地域づくりの推進 (3) 図書館運営の充実 5 芸術・文化の振興 (1) 芸術・文化活動の支援・育成 (2) 芸術・文化施設の充実 6 歴史的資源の継承と活用 (1) 郷土の歴史を尊重する心の育成 (2) 文化財の保護・調査と施設の充実 7 生涯スポーツのまちづくり (1) 生涯スポーツの推進 (2) 競技スポーツの振興 (3) スポーツ施設の拡充
<第４章> 計画の実現に向けて	1 新たな検討が必要となる事項への対応 2 総合的な連携体制 3 人的体制の充実 4 計画の進行管理
資料編	

第二次坂井市教育振興基本計画策定委員名簿

資料 4

		氏名	所属・職名
1	幹事	三上 哲郎	教育部長
2	幹事	杉田 雅博	教育次長（文化課長、丸岡城国宝化推進室長、みくに龍翔館館長）
3	幹事	山田 尚子	教育次長（坂井市立図書館長）
4	幹事	小針 慶子	学校教育課長
5	幹事	古川 敬一	生涯学習スポーツ課長
6	委員	北岡 武	学校教育課 課長補佐
7	委員	新家 秀一	生涯学習スポーツ課 参事
8	委員	坪内 亜由美	文化課 参事
9	委員	鈴木 博輝	丸岡図書館 館長補佐
10	事務局	小川 宣成	教育次長（教育総務課長）
11	事務局	井尻 三千代	教育総務課 参事
12	事務局	牧田 恵	教育総務課 主事

第 2 次坂井市教育振興基本計画策定スケジュール

月 日	内 容	
6月24日（水）	第 1 回委員会議	各所管に係る作業の依頼
7月28日（火）	令和 2 年度 第 1 回総合教育会議	計画策定の趣旨説明
8 月中旬	第 1 回ヒアリング	「第 3 章基本計画」の方向性確認
8 月下旬	第 1 回幹事会	「第 3 章基本計画」の内容確認
9 月中旬	第 2 回ヒアリング	「第 3 章基本計画」の中間確認
9 月末	第 2 回委員会議	全体のレイアウト等確認・修正
1 0 月中旬	第 2 回幹事会	全体のレイアウト等確認・修正し、 定例教育委員会へ報告
1 1 月上旬	計画案完成	
1 1 月～1 2 月	令和 2 年度 第 2 回総合教育会議	計画案の調整・協議
1 2 月	1 2 月議会にて報告	
3 月	市ホームページに掲載 関係機関等に配布	

適宜、教育委員会に状況報告および内容を協議

新型コロナウイルス感染症対策配布物品

R2.7.28総合教育会議資料
教育総務課

○不織布マスク

安全対策課（備蓄）	13,200枚	
中国嘉興市（安全対策課より）	6,350枚	
㈱斉藤重一建築より寄贈	10,000枚	
教育総務課購入	子ども用2,800枚 ジュニア用3,100枚	小学校1～3年（子ども用） 小学校4～6年（ジュニア用）
福井県	子ども用7,200枚	小学校1～3年

○手指用消毒液

㈱斉藤重一建築より寄贈	500ml×100本	
-------------	------------	--

○手指用殺菌洗剤（液体せっけん）

教育総務課で購入	5ℓ×48本、5kg×72本	
----------	----------------	--

○手指用アルコール製剤

教育総務課で購入	20ℓ×24箱×2回 1斗缶（17ℓ）×33缶	
安全対策課	5ℓ×144本	

○塩素系除菌料・漂白剤

教育総務課で購入	20kg×24箱	
安全対策課	10ℓ×100箱	

○非接触型体温計

㈱斉藤重一建築より寄贈	30本	
安全対策課	28本	
県より（温度計）	24本	

○フェイスシールド

教育総務課で購入	500枚	
----------	------	--

○フロアステッカー

教育総務課で購入	1,450枚	
----------	--------	--

○スプレーポンプ（消毒液用）

教育総務課で購入	1ℓ用×176 700ml×24 1ℓ×60	
----------	------------------------------	--

○エンボス手袋（青色）

教育総務課で購入	S（200箱×100枚） M（1,100箱×100枚） L（200箱×100枚）	給食配膳用、清掃用
----------	--	-----------

○タオル・殺菌料製剤

第一生命から寄贈	白タオル300枚 ソフトタオル72セット 殺菌料製剤10ℓ×6本	
----------	--	--

○扇風機（換気用）

教育総務課で購入	201台	
----------	------	--

○足踏み式除菌スタンド

㈱五十嵐塗装から寄贈	小中学校に各1台	
------------	----------	--

1 スクールバス運転手の新型コロナウイルス感染症陽性の判明について

(1) 経過

- ・ 7 月 17 日 (金) に、県より新型コロナウイルス感染症陽性が確認された京福バス運転手が 7 月 13 日 (月) と 15 日 (水) の 2 日間、市内小学校のスクールバスを担当したとの連絡があった。
- ・ それを受け、当該校のスクールバス乗車児童全員に PCR 検査を実施し、7 月 19 日 (日) に全員の陰性を確認した。
- ・ 7 月 20 日 (月) より、平常通りスクールバスを運行し、通常通りの学校運営を行っている。

(2) 対策

- ・ 本市のスクールバスを委託する全ての事業者に対して再度感染症対策を徹底する旨を通知。
- ・ スクールバスを利用する児童生徒に対して、再度、バス乗車の際の留意事項について、各学校にて指導。

2 坂井地区中学校 3 年生スポーツ交流会について

(1) 主催 坂井地区校長会

(2) 主管 坂井地区中学校体育連盟

(3) 期日 令和 2 年 7 月 23 日 (木) ～8 月 3 日 (金)

(4) 備考 ・ 感染拡大予防ガイドラインの確認 ・ 熱中症対策の徹底等

3 修学旅行について

(1) 修学旅行実施に向けた要件について

※7 月 20 日 (月) の校長会で協議済み

①福井県および旅行先 (全ての滞在先) の感染レベルがともに 1 以下であること

②政府や福井県および旅行先 (全ての滞在先) の自治体から都道府県をまたぐ移動自粛や休業要請または、それらに準ずるような呼びかけがなされていないこと

③ガイドラインに沿った感染防止対策が講じられていること

※出発前日までに上記事項を満たされない状況が発生した場合や当該校に感染者や濃厚接触者が確認された場合は、修学旅行は中止または延期する

※現在の状況から、県内での修学旅行や期間短縮も計画に入れるようにする

(2) 修学旅行のキャンセル料について

保護者負担なしの方向で調整中

4 運動会、文化祭 (中学校) について

(1) 期日 9 月 1 日～18 日

(2) 内容 ・ 規模を縮小 (半日開催等) ・ 保護者参加の制限 ・ 感染症拡大防止対策の実施

5 その他

- ・ 夏季休業 8 月 1 日 (土) ～17 日 (月) の 17 日間
- ・ 2 学期開始 8 月 18 日 (火) ～

新型コロナウイルス感染防止対策に係る生涯学習スポーツ課所管事業の状況

社会教育・生涯学習事業

No.	事業名	変更内容等 【】 内対象者
1	国際交流	①英国招へい・派遣事業代替事業【中1,2年】 PENPAL2020(文通)9月～3月 現在58名申し込み
		②ハロウィンイベント【中1～3年】 10/31 春江中コミセン
		③令和元年度英国派遣団解団イベント【派遣団員 中3年】 8/8(土)13:00～19:30 三国運動公園健康管理センター 解団式および現地生徒とのオンライン通話ほか
2	子ども会	①チャレンジランキング大会 ⇒各コミセンにて分散実施予定 ②壁新聞コンクール ⇒10月初旬募集開始 個人製作 11/13べ切 ③ドッジビー大会 ⇒コロナ対策措置による実施を検討中 ④夏休みラジオ体操 ⇒子ども会へガイドラインに基づき実施依頼
3	青少年育成 坂井市民会議	①坂井市いきいき見守り隊(準会員) ⇒8月上旬募集開始 散歩、ジョギング、畑仕事等による参加
4	わんぱく少年団	【小5・6年】 ⇒募集開始準備中
5	放課後子ども教室	6月より実施
6	合宿通学	【小5・6年】 1泊2日で実施予定 今年は避難所生活体験、防災学習に特化 ・加戸小6年 ⇒10/23(金)～24(土)実施 ・春江西小5年 ⇒11/6(金)～7(土)実施 ・平章小5年 ⇒11/27(金)～28(土)実施 ・大関小6年 ⇒日程協議中
7	坂井・延岡ジュニア 交流	【小5・6年】 ・前年度派遣団員による坂井市PR動画作成予定 ・延岡ジュニアとリモート交流予定 (次年度は招へいの予定)

8	スポーツ少年団	・感染防止対策ガイドラインに基づく活動（6/15～） ・県内に限る対外試合の緩和（7/4～） ・県外の対外試合は慎重な判断のもと緩和(7/27～)
9	家庭教育支援	【児童・保護者】 ①子ども相談室⇒2 学期より開始予定 ②広報編集委員会 ⇒「ほやほや」順次発行 ③1 1 月の就学時健診時保護者相談会 ⇒実施予定

社会体育事業

10	学校(体育館)開放	【一般】 ⇒9/1 より再開準備 ・学校へ支障のないよう衛生管理に十分配慮した制度等を検討
11	市内プール無料開放	【市内小学生】 7/23～8/30 みくに・まるおかアクアスイミングを利用できる無料券（3 回分）を児童に配布
12	R3 ワールドマスターズゲームズ	・組織委員会 当初計画のどおり実施予定
13	R3 高校総体サッカー競技	・6/30 サッカー競技委員会 設立・第 1 回総会 ・競技日程 開会式 8/13(金)、競技 8/14(土)～8/22(日)

愛護センター事業

12	愛護センター 補導活動等	・専任補導員 ⇒従来どおりパトロールを実施 ・団体・一般補導員 ⇒6 月 委嘱状、マニュアル発送 ・学校補導員 ⇒7 月 〃 郵送交付 ・8 月「夏休み非行防止特別補導活動」
----	-----------------	--

坂井市文化施設の再開後の感染防止対策について

目的		対策の例		一筆啓上手紙の館	理由・説明	丸岡城	理由・説明	丸岡歴史民俗資料館	理由・説明	みくに龍翔館	理由・説明	ONOメモリアル	理由・説明	未来ホール	理由・説明	いねすホール	理由・説明
三つの「蜜」の回避	密閉	施設換気	1階は不可	・展示物が吹き飛ぶ ・暗室展示が基本	可		可		不可	・換気用窓がない ・資料の保存管理上、害虫等異物混入防止	可	・施設換気（入口・ギャラリーのドアを開放する）	会議室：可 ホール：可	・24時間換気可 ・窓の開放 ・空調設備による外気循環 ・定期的なドアの開放	会議室：可 ホール：可	積極的な換気を行う	
			2階は可														
	密集	滞在時間制限	可	・四方を開けた展示配置の工夫 ・2階展望室の椅子撤去（間引き）	人数・滞在時間制限により可	・時間による入替 ・ガイド室の椅子撤去（間引き）または、ガイド室閉鎖（密閉状態に近いため）	人数・滞在時間制限により可		場合により可	・館内の広さ・展示物の多さにより滞在時間は1時間以上になる	可		可	・四方を開けた席配置 ・演者間の間隔を1m以上確保 ・開場時間、休憩時間の延長	可		
	密接	入場制限・誘導	場合により可	・県外大型バス観光客の受け入れの際は、入場制限の理解を得られないことがある	可	・20～30人程度の入場による入替 ・入場制限・誘導において人員配置要	可	・20～30人程度の入館、 ・時間制限による入替	場合により可	・県外大型バス観光客の受け入れの際は、入場制限の理解を得られないことがある ・入場制限・誘導において人員配置要	場合により可	・県外大型バス観光客の受け入れの際は、入場制限の理解を得られないことがある ・入場制限・誘導において人員配置要	可 （定員の50%での運用）	・演者間の仕切り板を設置 ・国・県のガイドラインに則り定員の50%での運用（主催事業は赤字公演のリスク高） ・控室、ロビーの使用内容の制限（飲食・歓談）	可	できるだけ2m、最低1mの間隔をあける	
		症状のある人の入場制限含む															
		対人距離確保	可	館内誘導	可	・ボランティアガイドによる説明の中止	可		可		可		可	・入退場時に整理			
衛生対策及び接触感染・飛沫感染の防止		施設消毒	可		部分的に可	・階段の綱・手すり可 ・柱等不可	可		不可	・資料保存管理上使用不可（階段手すりは可）	部分的に可		可	・移設利用ごとに来館者が触れた場所の消毒を実施 ・一部器具・設備の抗ウイルス加工を検討			
		手指消毒設置	可		可		可		可		可		可		可		
		マスク着用	可		可		可		可		可		可		可	全員着用	
		検温	可	・検温計および自己申告・聞き取り等で体調確認	可	・検温計および自己申告・聞き取り等で体調確認	可	・検温計および自己申告・聞き取り等で体調確認	可	・検温計および自己申告・聞き取り等で体調確認	可	・検温計および自己申告・聞き取り等で体調確認	可	・検温計および自己申告・聞き取り等で体調確認	可	各自検温を原則とし、発熱・体調不良の際は利用不可	
		その他	・誘導受付におけるビニールカーテン設置 ・テーブル、いす、ドアノブ、電気スイッチ、エレベーター等の定期的な消毒 ・いすの一部撤去	・スリッパの撤去、場内受付休止、受け皿を介しての金銭・チケットの授受 ・100名城スタンプ使用の可否		・受付におけるビニールカーテン設置	・受付にビニールカーテン設置 ・受け皿を介してのチケットの授受 ・テーブル、いすの撤去 ・ドアノブ、電気スイッチ、エレベーター等の定期的な消毒 ・押しボタン、引き出しによる展示は触れないように目隠し	・受付にビニールカーテン設置 ・テーブル、いす、ドアノブ、電気スイッチ等の定期的な消毒 ・書籍にカバー・スリッパの撤去	・受付にビニールカーテン設置 ・受け皿を介しての金銭の授受 ・テーブル、いす、ドアノブ、電気スイッチ等の定期的な消毒 ・いすの一部撤去 ・キャッシュレス決済の導入検討 ・サーモグラフィーの導入検討	・密閉空間で換気ができない活動、利用者数が各施設の定員を超える活動は利用不可 ・密集、密接や飛沫感染リスクの高い活動は利用不可							
備考		名簿・体調確認	可		名簿は不要		可		可		可		実施		可	利用・参加者全員の連絡先	
開館期日			5月21日（木）		5月21日（木）		5月21日（木）		5月21日（木）		5月22日（金）		5月21日（木）	・会議室の貸出しは6月1日から ・ホールは、8月より利用あり ・主催・共催事業は8月末より感染予防を徹底したうえで実施予定 ・文化の森の公園利用は、高校生以下の使用禁止（スポーツ目的）	5月21日（木）	・7月と向こう3か月の利用受付開始 ・利用許可の条件は、「新しい生活様式」「県民行動指針」遵守を要請し、感染状況を踏まえ随時見直しを行う	

新型コロナウイルス感染症対策に伴う図書館の対応について

坂井市立図書館

図書館では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和 2 年 3 月 7 日（土）から貸出冊数を通常 10 冊を 15 冊に増やし、貸出期間を通常 2 週間を 3 週間に延長しました。また、休業中の子どもに向けた「おすすめの図書セット」を作るなどして貸出サービスをしておりましたが、県内の新型コロナウイルスの感染が広がったことにより、4 月 11 日から休館いたしました。その間、図書の返却は再開するまで延長することとしました。

また、休館中には例年 6 月に行っている蔵書点検を完了しました。

5 月 11 日以降、休業・時間短縮の協力要請を解除する施設（図書館、博物館、美術館等）となり、12 日より感染防止対策を講じた上で開館いたしました。

【経緯】

- 2 月 29 日（土）～ 図書館の行事・おはなし会の中止
- 3 月 3 日（火）～ 児童生徒入館禁止（学校休業に伴い）
- 3 月 7 日（土）～ 貸出冊数 10 冊を 15 冊、貸出期間 2 週間を 3 週間に変更
- 3 月 17 日（火）～ 児童生徒入館禁止解除
- 4 月 4 日（土）～ 貸出・返却のみの対応（館内滞在禁止）
- 4 月 11 日（土）～ 休館（4 月 19 日まで）
- 4 月 14 日（土）～ 蔵書点検スタート
- 4 月 15 日（水）～ 休館延長（5 月 6 日まで）4 月 25 日からは休業要請施設に指定
- 5 月 6 日（日）～ 休館延長（当面の間）
- 5 月 12 日（火）～ 再開
 - ・貸出・返却のみ
 - ・貸出冊数 15 冊 貸出期間 3 週間
 - ・開館時間 9 時 30 分～17 時
 - ・おはなし会などを含む行事、自習、新聞や雑誌の閲覧、コピーサービス、検索用パソコン・インターネット席の利用は当面中止。
- 6 月 5 日（金）～ 開館時間を通常時間に戻す
 - ・開館時間 9 時 30 分～18 時 30 分
 - ・新聞や雑誌の閲覧、コピーサービス、検索用パソコンの利用可能

○感染防止対策（利用者の皆さんへ）・・・館内掲示

- ・咳・発熱など風邪症状のある方はご来館をお控えいただく。
- ・入館の際は必ずマスクを着用していただく。
- ・入口で手指のアルコール消毒をしていただく。
- ・館内では人と人との距離を保っていただくようお願いする。

○感染防止対策

- ・職員は、マスクを着用する。
- ・貸出・返却カウンターにビニールカーテンを設置する。
- ・カウンターでは前の利用者との間隔確保のためのラインを引く。
- ・在館時間の短縮を図る。
- ・館内を定期的に見回り、館内状況を把握する。
- ・館内の利用者が触れる箇所については定期的に清拭消毒する。
- ・館内は定期的に換気を行う。
- ・返却本については清拭消毒する。
- ・椅子席の間隔を離し、席数を減らす。
- ・状況に応じて入館制限、職員による間隔確保・整理を行う。